


2012年11月30日

ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社

## 変額個人年金保険「ウィズファミリー」を 北國銀行を通じて12月3日より販売開始

ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社(代表取締役社長:土屋 友人、以下「ソニーライフ・エイゴン生命」)は株式会社北國銀行(取締役頭取:安宅建樹)を通じて、2012年12月3日より、変額個人年金保険「ウィズファミリー」を販売開始いたします。

ソニーライフ・エイゴン生命は、“個人年金を人生年金へ”をスローガンに、「長生きすることが幸せだと心から思える社会の実現」に取り組んでおります。人生における様々なステージで、お客さまを支え、描いた夢や想いを実現に導き、将来に向かって希望や安心をもたらす“人生年金”をお客さまにご提供する年金保険商品のエキスパートを目指してまいります。

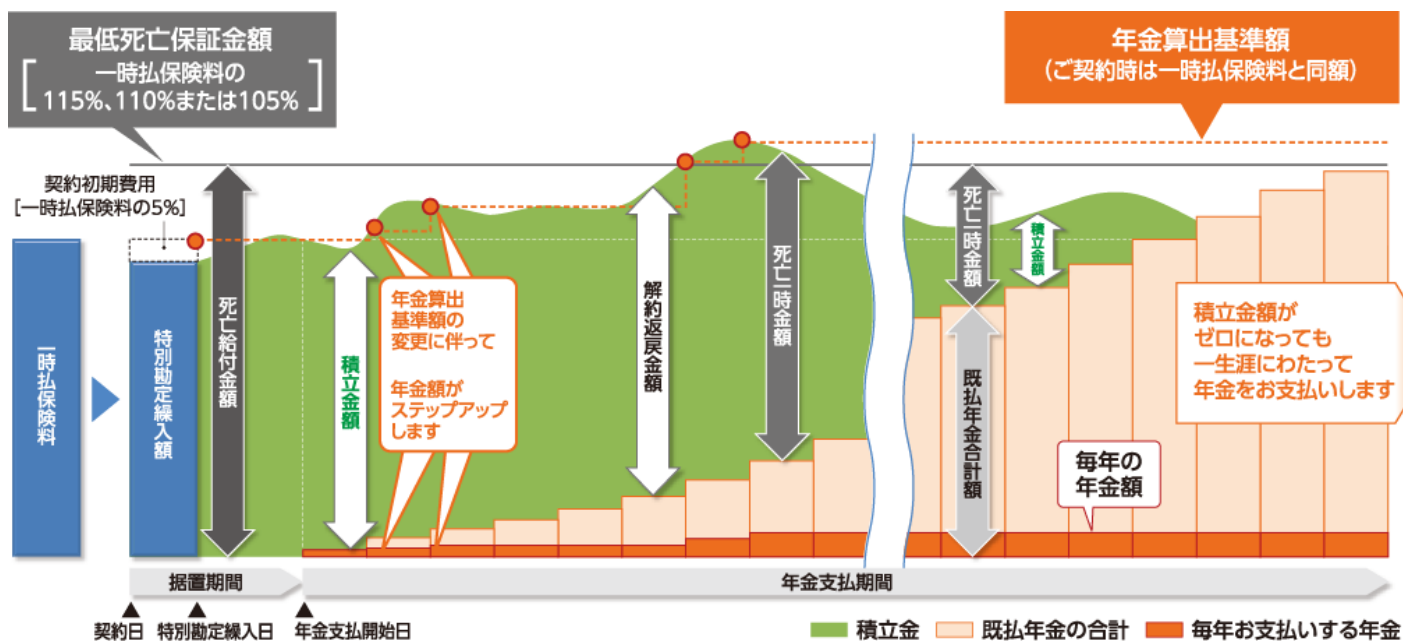
販売商品名称	正式商品名称	販売開始日	取扱金融機関
	<b>変額個人年金保険 (保証金額付特別勘定 終身年金型2012)</b>	2012年12月3日	北國銀行
商品の特徴			
<p><b>1. 一時払保険料の115～105%相当額の最低死亡保証金額が受取総額で保証されます。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、死亡一時金と既払年金合計額を合わせて最低死亡保証金額が保証されます。</li> </ul> <p>※据置期間中(契約日からその日を含めて年金支払開始日の前日までの期間)に被保険者がお亡くなりになった場合の死亡給付金額は、最低死亡保証金額が保証されます。</p> <p><b>2. 年金は一生涯にわたってお受け取りが続きます。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金支払開始日以後、積立金額がゼロの場合でも、被保険者が生存されている限り、一生涯にわたり年金をお支払いします。</li> <li>・据置期間は1年～35年の間から、年金支払開始年齢(年金支払開始日における被保険者の満年齢)が55歳～75歳の間となるようにご選択いただけます。</li> </ul> <p><b>3. 年金額がふえる機能があります。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別勘定の運用実績に応じて、毎年の契約応当日(年金支払開始日以後は年金支払日)に、年金算出基準額を見直しますので、以後の年金額が増える場合があります。</li> </ul>			

# 「ウィズファミリー」商品概要

変額個人年金保険（保証金額付特別払戻率年率5%2012）

## ウィズファミリー

### 1. しきみ図（イメージ図）



※ このイメージ図は将来の積立金額や死亡給付金額等を保証するものではありません。実際の積立金額、死亡給付金額等は運用実績によって変動します。

## 2. 商品概要

### (1) 死亡保障について

被保険者がお亡くなりになったときは、以下の死亡給付金または死亡一時金をお支払いします。

	名称	お支払金額	受取人
年金支払開始日前	死亡給付金	被保険者がお亡くなりになった日末における次のいずれか大きい額 ①積立金額 ②最低死亡保証金額*1	死亡給付金受取人
年金支払開始日以後	死亡一時金	被保険者がお亡くなりになった日末における次のいずれか大きい額*2 ①積立金額 ②最低死亡保証金額*1 から既払年金合計額を差し引いた額	年金受取人

\*1 最低死亡保証金額

ご契約の際にお支払いいただいた一時払保険料と、下表の契約年齢（被保険者の契約日の満年齢）に応じた最低死亡保証率により算出されます。

$$\boxed{\text{最低死亡保証金額}} = \boxed{\text{一時払保険料}} \times \boxed{\text{最低死亡保証率}}$$

契約年齢	40歳～59歳	60歳～69歳	70歳～74歳
最低死亡保証率	115%	110%	105%

\*2 金額がゼロの場合、死亡一時金のお支払いはありません。

## (2)年金のお支払いについて

年金支払開始日以後、被保険者が年金支払日に生存しているときに年金をお支払いします。

年金支払開始日以後も、特別勘定で積立金の運用を継続し、年金をお支払いする際に、年金額と同額を積立金から差し引きます。ただし積立金額がゼロの場合でも、被保険者が生存されている限り、一生涯にわたり年金をお支払いします。

年金額は年金支払日の年金算出基準額と、下表の年金支払開始年齢に応じた年金額算出率により算出されます。

$$\boxed{\text{年金額}} = \boxed{\text{年金算出基準額}} \times \boxed{\text{年金額算出率}}$$

年金支払開始年齢	55歳～59歳	60歳～69歳	70歳～75歳
年金額算出率	2.8%	3.0%	3.2%

年金算出基準額は、ご契約時は一時払保険料と同額ですが、毎年の契約応当日（年金支払開始日以後は年金支払日）に見直し、以下のいずれか大きい額を新たな年金算出基準額とします。

- ① 契約応当日（年金支払日）の前日末の積立金額に契約応当日（年金支払日）の前日末の既払年金合計額を加算した額
- ② 契約応当日（年金支払日）の前日末の年金算出基準額

※積立金額がゼロの場合、年金算出基準額は契約応当日（年金支払日）の前日末の年金算出基準額となります。

### 3. ご契約の取り扱い

契約年齢 (被保険者の契約日の満年齢)	40歳～74歳
取扱金額	一時払保険料:300万円～1億円 ※ 同一被保険者で、ソニーライフ・エイゴン生命の定める個人年金保険を複数ご契約の場合、それぞれの一時払保険料(最低死亡保証金額の定めのある商品は最低死亡保証金額)を通算し、5億円を超えることはできません。 ※ 上記の範囲内であってもお申し込みをお引き受けできない場合があります。
保険料払込方法	一時払のみ
選択方法	告知書扱い
年金支払期間	終身
据置期間・年金支払開始年齢 (被保険者の年金支払開始日の満年齢)	据置期間:1年～35年(1年単位) 年金支払開始年齢:55歳～75歳
年金の分割支払	2回、4回、6回、12回の分割支払をお取り扱いします。
付加できる特約	遺族年金支払特約 ※死亡給付金または死亡一時金を一時支払に代えて、年金としてお支払いする特約です。
増額	お取り扱いできません。

### 4. 投資リスクについて

本商品は、特別勘定の運用実績に基づき、積立金額、年金額、死亡給付金額および解約返戻金額などが変動するしくみの変額個人年金保険です。特別勘定の運用資産は、投資信託を通じて主に国内外の株式、公社債および短期金融商品などに投資されますので、株式や債券の価格変動などをともなう、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリーリスク、為替変動リスク、デリバティブ取引のリスクなどの投資リスクがあり、運用実績によっては積立金額、解約返戻金額などがお払い込みいただいた一時払保険料を下回ることもあり、損失が生じるおそれがあります。これらのリスクはすべてご契約者および受取人に帰属することになります。

## 5. 諸費用

本商品にかかる費用は、ご契約時にご負担いただく費用、据置期間中および年金支払期間中にご負担いただく費用の合計額となります。また、特定のお客さまにご負担いただく費用があります。

項目		目的	費用	時期
ご契約時	契約初期費用	ご契約の締結および特別勘定繰入時までの死亡保障などにかかる費用です。	一時払保険料に対して 5.0%	特別勘定への繰り入れ前に、一時払保険料から差し引きます。
据置期間中 および 年金支払 期間中	保険関係費用	ご契約の締結・維持などに必要な費用、死亡給付金・死亡一時金を最低保証するための費用および年金の支払を保証するための費用です。	積立金額に対して 年率 2.98%	積立金額に対して左記の年率の1/365を乗じた額を積立金から毎日差し引きます。
	資産運用関係費用 *1	特別勘定の運用に関わる費用で、特別勘定で主に利用する投資信託の信託報酬等が含まれます。	特別勘定が投資対象とする投資信託の信託財産に対して 年率 0.168 %程度 (税抜年率 0.16%)	特別勘定が投資対象とする投資信託の信託財産に対して左記の年率を乗じた額を日割りで毎日差し引きます。

\*1 資産運用関係費用は、主たる投資対象である投資信託の信託報酬を記載しております。このほか、信託財産留保金や信託事務の処理などに要する諸費用、監査費用などがかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまにはこれらの費用を間接的にご負担いただくこととなります。資産運用関係費用は運用手法の変更や運用資産額の変動などの理由により、将来変更される可能性があります。資産運用関係費用につきまして、詳しくは「特別勘定のしおり」をご確認ください。

特定のお客さまには以下の費用をご負担いただきます。

項目		目的	費用	時期
一時払定額年金への移行による年金支払期間中	年金管理費用*2	年金のお支払いの管理にかかる費用です。	支払年金額に対して 1.0%	一時払定額年金へ移行後の年金支払開始日以後、年金支払日に保険料積立金から差し引きます。
遺族年金支払特約による年金支払期間中				遺族年金支払特約の年金支払開始日以後、年金支払日に保険料積立金から差し引きます。

\*2 年金管理費用は、将来変更されることがあります。